

保険会社から発行される保険証券等の電子化について（工事・物品共通）

損害保険会社の保険証券等の電子化について、「保証証券等確認システム」開始の連絡がありましたのでお知らせします。つきましては、紙の証券は可能な限り廃止し、保証事業会社（西日本建設業保証（株）等）の保証証書・損害保険会社の保険証券ともに電子によりご提出いただきますよう、積極的な取り組みをお願いいたします。

記

1 対象

損害保険会社による履行保証保険証書・公共工事履行保証証券

2 本市への提出手続き（即日活用いただけます）

保証証券等確認システムから通知された「閲覧用URL」及び保険会社から通知された「閲覧用パスワード」を各提出先アドレス宛にお知らせください。（別紙上段参照）

現場代理人等設置通知書や経歴書等を提出いただく際と同じメールでお知らせいただいで差し支えありません。

※「保証証券等確認システム」については、契約される取扱代理店又は損害保険会社営業店担当者へお問い合わせください。

（参考）保証証券等確認システム（（一社）日本損害保険協会）

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/syouken/kakunin/index.html>

3 令和 8 年 4 月 30 日までの暫定措置

令和 8 年 4 月 30 日までは、従来の提出方法（保険会社指定のアドレスを Cc に入れて電子保険証券として提出。別紙下段参照）も認めますが、なるべく令和 8 年 3 月 31 日までは「保証証券等確認システム」へ運用変更してください。

4 主な提出先

行財政局契約監理課：keiyaku-kouji@city.kobe.lg.jp (078-322-5147)

水道局経営企画課：wbsoumu_keiyaku@city.kobe.lg.jp (078-381-7853)

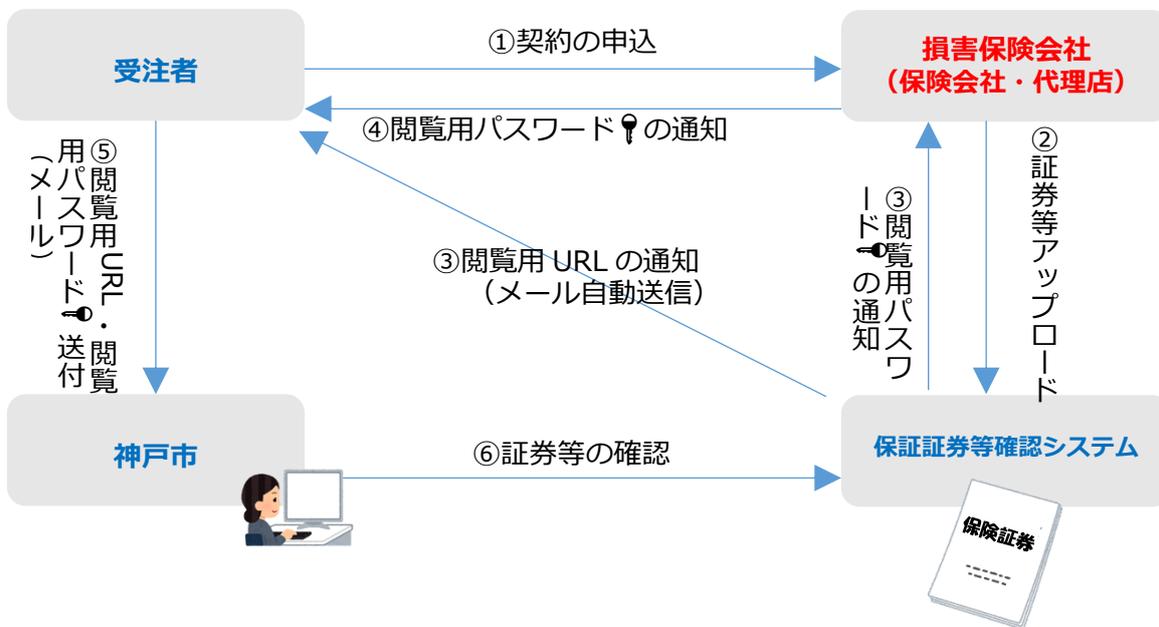
交通局経営企画課：kotsu-keiyaku@city.kobe.lg.jp (078-984-0104)

※各所属で契約する委託契約等については、各所属の指示に従って提出してください。

5 （参考）保証事業会社の取り扱い（変更なし）※工事・建設コンサルタント業務のみ

保証事業会社（西日本建設業保証（株）等）については、従来の取り扱いから変更はありません。発行された保証契約番号、認証キーを電子メール本文に記載、または添付ファイル（様式自由）にて提出先のアドレス宛に提出してください。

保証証券等確認システム (R7.12.1~)



従来の提出方法 (※R8.4.30 まで)

